

第54回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2023年8月9日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

富山県富山市総曲輪二丁目1番3号
富山商工会議所 10階 ホール

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

目次

第54回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	16
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告	41

【株主さまへの皆様へ】

- 株主総会資料の電子提供制度の対応において、書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- 本株主総会へのご出席を検討されている株主さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご判断をお願い申し上げます。本株主総会の運営スタッフは、あらかじめ体調を十分確認したうえで、マスク着用で参加させていただきます。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がございますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。今後の状況により株主総会の運営に大きな変化が生ずる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.cosel.co.jp/>）にてお知らせいたします。
- 株主総会ご出席株主さまへのお土産はお配りしていません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 6905
(発送日) 2023年7月18日
(電子提供措置開始日) 2023年7月14日

株 主 各 位

富山県富山市上赤江町一丁目6番43号

コーセル株式会社

代表取締役社長 齊 藤 盛 雄

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれのウェブサイトにもアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.cosel.co.jp/corporate/ir/library/shareholders/index.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6905/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「コーセル」、または「コード」に当社証券コード「6905」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述3頁から4頁に記載の方法により、2023年8月8日（火曜日）午後5時15分までに議決権をご行使してくださいませようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年8月9日（水曜日）午前10時
2. 場 所 富山県富山市総曲輪二丁目1番3号
富山商工会議所 10階 ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第54期（2022年5月21日から2023年5月20日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第54期（2022年5月21日から2023年5月20日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面または電子メール等の電磁的方法により当社にご通知ください。
- (2) 議決権行使書面において、各議案につき、賛否のご表示がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取り扱いさせていただきます。
- (3) 書面とインターネットの双方により、議決権を重複して行使された場合は、インターネットにより議決権行使したものを有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。
- (4) インターネットによる議決権行使の場合、議決権行使サイトでは複数回の議決権行使（やり直し）が可能ですが、この場合は（パソコンまたはスマートフォンのいずれかが使用されたかを問わず）最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。

以上

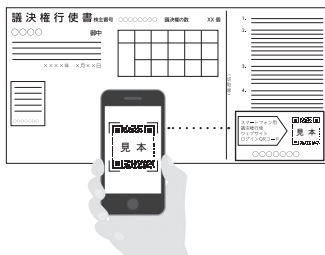
-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集のご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本株主総会におきましては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、次に掲げる事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
 なお、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類は、当該書面に記載の各書類のほか、上記に掲げる事項を含みます。
 - 電子提供措置事項に修正すべき事情が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

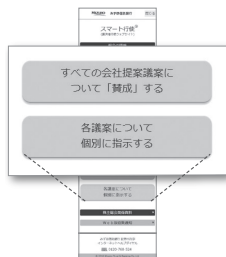
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

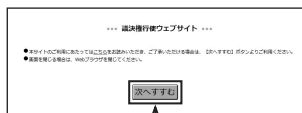
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

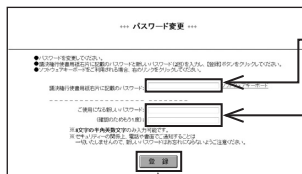
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため取締役1名を増員することとし、取締役8名の選任をお願いするものであります。

各取締役候補者は、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会からは特段の指摘すべき事項はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	さいとうもりお 齊藤盛雄 (1959年7月14日) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">再任</div>	1982年3月 当社入社 2003年2月 オンボード生産部長 2006年5月 東日本営業部長 2008年8月 ユニット生産部長 2011年8月 無錫コーセル開発プロジェクト プロジェクトリーダー 2011年12月 無錫科索電子有限公司董事長 2013年8月 取締役 現在に至る 2013年8月 グローバル調達・生産担当 2014年5月 ミドルレンジグローバル電源担当 2015年8月 中国生産担当 2016年8月 生産統括 2017年8月 常務取締役生産統括 2020年8月 常務取締役SCM担当 2021年8月 常務執行役員SCM統括 2022年8月 代表取締役社長 社長執行役員 現在に至る (重要な兼職の状況) —	40,270株
<p><取締役候補者の選任理由> 齊藤盛雄氏は、代表取締役社長として経営の監督を適切に行っております。取締役会においては、取締役会議長として取締役会を適切に運営するとともに、経営上重要な案件について業務執行取締役からの報告も踏まえ、取締役会の意思決定の機能を高めております。また、経営の指揮を執り、企業理念のグループ内への浸透・実践を通じて、持続的な企業価値の向上を図っております。 これらのことから、中長期ビジョン実現の牽引者として適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">たに かわ まさと 谷 川 正 人 (1956年8月8日)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div>	<p>1979年3月 当社入社 1998年7月 アプリケーション開発部長 2003年8月 取締役 現在に至る 2004年6月 品質管理部長 2008年5月 生産・資材・情報システム統括 2008年6月 常務取締役生産・資材統括 2013年8月 常務取締役営業・生産・資材統括 2013年11月 代表取締役社長 2021年8月 代表取締役社長 社長執行役員 2022年8月 取締役会長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) ・富山県機電工業会副会長</p>	101,861株
<p><取締役候補者の選任理由></p> <p>谷川正人氏は、これまでの経営運営の経験を活かし、経営上重要な案件について業務執行取締役からの報告も踏まえ、取締役会の意思決定の機能を高めております。また、企業理念のグループ内への浸透・実践を通じて、持続的な企業価値の向上を図っております。</p> <p>これらのことから、中長期ビジョン実現に必要な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
3	きよ さわ さとし 清 澤 聡 (1960年9月28日) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">再任</div>	1983年4月 当社入社 2002年5月 総務部長 2010年8月 東日本営業部長 2011年8月 取締役 現在に至る 2011年8月 国内営業統括兼国内営業部長 2012年12月 営業統括 2013年8月 人事労務担当兼人財開発部長 2013年11月 営業統括兼人事労務担当 兼人財開発部長 2014年5月 営業統括・人事労務担当 2016年8月 品質管理・品質保証システム革新担当兼人事・労務担当 2020年5月 総務・人事労務担当兼TQM推進室 室長 2021年5月 総務・人事労務担当兼総務部長兼TQM推進室 室長 2021年8月 執行役員総務・人事労務担当兼総務部長兼TQM推進室 室長 2022年5月 執行役員総務・人事労務担当兼TQM推進室 室長 2022年8月 常務執行役員総務・人事労務担当兼TQM推進室 室長 2022年5月 常務執行役員TQM推進兼総務・人事労務担当 現在に至る	34,069株
<p><取締役候補者の選任理由></p> <p>清澤聡氏は、人事・人財育成の経験を活かし、経営の柱とするTQM（総合的品質管理）を全社推進する中で、経営の監督を適切に行っております。また、現場社員との対話を重視しつつ、全社の小集団活動、キャリア支援等による人財育成策への提言を通して、経営全体における意思決定の質を高め、グループ全体のガバナンス向上に貢献しております。</p> <p>これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	<p>やす だ いさお 安 田 勲 (1963年1月11日)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">再任</div>	<p>1985年4月 当社入社 2007年5月 AS開発部長 2013年5月 IPS事業推進担当部長 2013年8月 取締役 現在に至る 2013年8月 開発統括 2013年12月 開発統括兼OS開発部長 2015年5月 開発統括 2016年8月 営業統括兼海外開発推進担当 2018年5月 営業統括 2020年5月 グローバル営業担当 2021年8月 執行役員グローバル営業担当 2022年11月 執行役員グローバル営業担当兼欧米エリア事業統括責任者 現在に至る</p>	30,744株
<p><取締役候補者の選任理由></p> <p>安田勲氏は、営業業務を執行する取締役として、経営の監督を適切に行っております。取締役会においては、経営計画に関する進捗、結果等に関し、市場、顧客動向を踏まえて適切な説明を行い、経営における意思決定の機能を高めております。</p> <p>これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	まのたつや 真野達也 (1969年9月7日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1995年3月 当社入社 2011年5月 NS開発部長 2013年5月 要素技術開発部長 2013年12月 IPS開発部長 2016年8月 取締役 現在に至る 2016年8月 開発・技術統括 新ビジネス推進担当兼IPS開発部長 2018年11月 開発・技術統括 新ビジネス推進担当 2020年5月 品質保証担当兼新ビジネス推進担当 2020年8月 品質保証担当兼IT戦略担当兼新ビジネス推進担当 2021年8月 執行役員品質保証担当兼IT戦略担当兼新ビジネス推進担当 2022年9月 執行役員品質保証担当兼新ビジネス推進担当 2023年4月 執行役員品質保証担当兼新ビジネス推進担当兼 無錫科索電子有限公司董事長 現在に至る	14,265株
<p><取締役候補者の選任理由></p> <p>真野達也氏は、品質保証担当 兼 新ビジネス推進担当役員として、高度な技術と知見を有し、取締役会の意思決定の機能を高めております。業務執行においては、高度な技術に基づき、製品品質向上及びIT技術を基にした生産性向上を推進しております。また、当社の現有技術を応用できる分野に対し、人脈を生かした交流を行い、新ビジネスにつながる企画・検討を推進しています。</p> <p>これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
6	ほうのきのりひろ 朴木範博 (1975年1月13日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	2003年4月 当社入社 2019年5月 生産技術部長 2022年5月 執行役員生産技術統括兼生産技術部長 2022年9月 執行役員生産技術統括兼IT戦略担当兼生産技術部長 現在に至る	3,848株
<p><取締役候補者の選任理由></p> <p>朴木範博氏は、生産技術およびIT戦略を推進する執行役員として、高度な技術と知見に基づき、協力会社を含めた全社のものづくり革新、デジタル化の推進に取り組んでいます。またあわせて、海外におけるものづくり子会社の経営にも関与しており、グローバルな視点での生産性向上はもとより、生産体制の強化を図っております。</p> <p>これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7	<p>うちだ やす ろう 内田 康 郎 (1966年5月2日)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</p>	<p>1998年4月 富山大学経済学部専任講師 2000年4月 同 助教授 2007年4月 同 准教授 2008年4月 同 教授 2010年10月 国際ビジネス研究会理事 現在に至る 2013年4月 富山大学経済学部経営学科長 2014年8月 異文化経営学会理事 現在に至る 2015年4月 富山大学経済学部副学部長 2015年7月 多国籍企業学会理事 現在に至る 2015年8月 当社社外取締役 現在に至る 2018年4月 兵庫県立大学大学院経営研究科 (現 兵庫県立大学大学院社会科学研究科) 教授 富山大学名誉教授 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県立大学大学院社会科学研究科教授 ・富山大学名誉教授 ・国際ビジネス研究会理事 ・異文化経営学会理事 ・多国籍企業学会理事 	一株
<p><社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要></p> <p>内田康郎氏は、会社経営に関与したことはありませんが、大学教授として経営戦略（グローバル競争戦略）の研究や、他社事例を通じた実務的経営指導などに基づく専門的な知識や経験を活かし、当社の経営に対する監督と適切な助言をいただいております。また、同氏が選任された場合は、現在も指名・報酬委員会の委員長として活動いただいていることから、引き続き、当社の役員候補者の選定や役員報酬等に関して、独立した立場から審議・提言いただきます。</p> <p>これらのことから、持続的な企業価値の向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
8	みす た あき お 翠 田 章 男 (1954年10月6日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">再任</div>	1977年4月 株式会社ポッカレモン入社 1981年5月 株式会社トンボ飲料入社 1987年6月 同社取締役専務 1998年6月 同社代表取締役社長 現在に至る 2017年8月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社トンボ飲料代表取締役社長 ・北陸清涼飲料工業協同組合理事長 ・富山県交通安全協会会長 ・富山経済同友会幹事 ・富山県食品衛生協会会長 ・学校法人浦山学園非常勤監事 	一株
<p>＜社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要＞</p> <p>翠田章男氏は、老舗の清涼飲料メーカーのトップとして長年経営に携わり、経営に関する高い見識を有しておられます。また、外資系企業や国内大手が主導権を握る清涼飲料メーカーの中で、独自の技術、ノウハウを活かした製品開発を展開し、着実な成長を続けておられます。</p> <p>同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただきます。</p> <p>これらのことから、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末(2023年5月20日)現在の株式数を記載しております。
- また、コーセル役員持株会における本人持ち分を含めて記載しております。
3. 内田康郎氏及び翠田章男氏は、社外取締役候補者であります。
4. 内田康郎氏及び翠田章男氏は、現に当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって内田康郎氏が8年、翠田章男氏が6年となります。
5. 当社は、内田康郎氏及び翠田章男氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、内田康郎氏及び翠田章男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任をご承認いただいた場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

(ご参考) 取締役(監査等委員を除く。)のスキルマトリックス

第1号議案が原案どおり承認可決した場合の取締役(監査等委員を除く。)のスキルマトリックスは下記のとおりとなります。

ふりがな 氏名	当社における 本総会後の地位	就任の 委員会	取締役が有する専門性・経験等									
		指名・報酬 ★は委員長	経営 戦略	財務 会計	営業・マー ケティング	研究開発 生産技術	モノづくり	IT・ デジタル	人事労務・ 人財開発	環境	法務	
さいとうもりお 齊藤盛雄	代表取締役社長	○	○	○	○	○	○		○			
たにかわまさと 谷川正人	取締役会長		○	○					○			
きよさわさとし 清澤聡	取締役		○	○					○	○	○	
やすだいさお 安田勲	取締役		○		○	○		○				
まのたつや 真野達也	取締役		○		○	○		○				
ほうのきのりひろ 朴木範博	取締役		○	○		○	○	○				
うちだやすろう 内田康郎	社外取締役(独立)	★	○		○							
みずたあきお 翠田章男	社外取締役(独立)	○	○	○					○	○		

(注) 2021年6月16日開催の取締役会から、コーポレートガバナンス体制のより一層の充実を図るため、任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置しております。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、①取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する金銭報酬については、2022年8月10日開催の第53回定時株主総会において、固定枠として年額200百万円以内（うち社外取締役は年額20百万円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、変動枠として前事業年度の当期純利益の1%以内の額の合計額とし（以下「本金銭報酬枠」といいます。）、また、②取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。本議案において、以下「対象取締役」といいます。）に対する業績連動型株式報酬については、2017年8月9日開催の第48回定時株主総会においてその制度の導入をご承認いただき（以下「本制度」といいます。）、2022年8月10日開催の第53回定時株主総会において、当社が監査等委員会設置会社に移行することに伴い、本制度による報酬の上限額を、本金銭報酬枠の内枠にて、年額30百万円以内（3事業年度で合計90百万円以内、本制度により交付する株式総数の上限は年間3万株（3事業年度で合計9万株）以内）とすることにつき、それぞれご承認いただいております。

本制度における業績評価期間は3事業年度でありますところ、2023年5月20日で終了する事業年度の期間の終了をもって、新たな業績評価期間（2024年5月20日で終了する事業年度から2026年5月20日で終了する事業年度まで）を迎えることとなります。そのため、引き続き対象取締役の報酬と会社業績との連動性をより明確にし、当社グループ全体の中長期的な業績向上、企業価値の増大への貢献意欲と株主重視の経営意識を一層高めることを目的として、また、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）による改正後の会社法（平成17年法律第86号）により、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てを行うために株主総会において決議すべき事項が定められたことにも鑑み、本制度に基づいて引き続き対象取締役に対して譲渡制限付株式を交付すべく、改めて、本制度に関連する事項につきご承認をお願いするものであります。

また、2023年5月20日で終了する業績評価期間については、第9次中期経営計画における当社グループの業績目標を、為替等の事業以外の影響を受けない数値目標とするため、当社連結売上高、連結経常利益及び連結ROE以外の業績指標（連結営業利益）を利用していることから、当該業績評価期間の開始時に遡って、業績指標として連結営業利益を併せて利用することについて追認をお願いするものであります。

なお、現在の対象取締役は5名であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は6名となります。

1. 本制度の概要

本制度は、当社の取締役会において、基準となる株式数、業績評価期間（以下「評価期間」といいます。）及び評価期間中の業績指標等を定めて、評価期間終了後に業績指標の達成度に応じて算定される数の当社の普通株式を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬であり、付与される当社の普通株式に一定の譲渡制限を付する制度です。業績指標は、利益の状況を示す指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標（当社連結売上高、連結営業利益及び連結ROE等）を当社の取締役会において設定します。

譲渡制限付株式の付与に当たっては、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、対象取締役に対して金銭報

酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として取締役会に特に有利な金額とならない範囲において取締役会にて決定します。

なお、本制度は評価期間中の業績目標達成度に応じて譲渡制限付株式の付与及び金銭の支払いを受けることから、評価期間の開始時点では、各対象取締役に対してこれらを交付又は支給をするか否か並びに交付する株式数及び支給する金銭の額は確定していません。

2. 対象取締役に対して付与する株式の上限額及び上限数

本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式を付与するための報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、本金銭報酬枠の内枠にて、年額30百万円（3事業年度で合計90百万円）以内、本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は年3万株（3事業年度で合計9万株）以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて調整します。）といたします。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

3. 株式の交付等の条件

本制度においては、評価期間が終了し、以下の要件を満たした場合に、対象取締役（評価期間開始後に新たに就任した対象取締役を含みます。）に対して当社の普通株式の交付を行います。

(1) 当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

(2) その他本制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

なお、評価期間開始後株式の交付前に①対象取締役が、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合及び②当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、並びに当社取締役会が正当な理由があると認める場合には、必要に応じて、当社の取締役会が合理的に定める時期に、当社取締役会が合理的に定める数の当社の普通株式を交付し、又は当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することがあります。

4. 譲渡制限等の概要

本制度による当社の普通株式の交付に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします（ただし、対象取締役との間で、本制度の適用開始時にあらかじめ以下の内容を含む契約を締結することにより、本割当契約の締結を省略できるものとします。）。

(1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）に

ついて、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

(2) 当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

[本議案に基づく報酬を相当とする理由]

本議案に基づく報酬は、対象取締役の報酬と会社業績との連動性をより明確にし、当社グループ全体の中長期的な業績向上、企業価値の増大への貢献意欲と株主重視の経営意識を一層高めることという目的を有し、事業報告24頁にその概要を記載している当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に整合しております。また、本議案に基づき付与する1年間の譲渡制限付株式の総数の2023年5月20日現在の発行済株式総数（自己株式数を除きます。）に占める割合は0.09%とその希薄化率は軽微であるため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以 上

事業報告

(2022年5月21日から)
(2023年5月20日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルスによる行動制限が緩和され、経済活動が正常化に向かう一方、ロシアのウクライナ侵攻の長期化による資源・エネルギー価格の高騰に加え、世界的なインフレに対する欧米諸国での政策金利の引き上げや、それに伴う大幅な為替変動など、世界経済の先行きに不透明感が増し、景気後退の懸念が深まっております。

エレクトロニクス業界におきましては、スマートフォンやPCでは市場低迷による半導体需要の減少がみられる一方、社会のデジタル化の進展や脱炭素化を背景に、自動車や産業機器向けの半導体需要が高まっております。一部の半導体等の部品入手難が継続しておりますが、全体的には部品の調達状況は改善しつつあり、顧客の生産は増産基調にあります。

このような情勢の中で当社グループは、新型コロナウイルスの影響によるお客様への訪問営業の制限が緩和される中、前期から引き続き、電話・メール・ウェブを中心とした拡販活動に注力してまいりました。

新製品につきましては、ピーク電力に対応した自然空冷大容量タイプのAC-DC電源AEAシリーズ拡充モデル「AEA800F」及び3×5インチ外形AC-DC電源GHAシリーズ拡充モデル「GHA700F」を市場投入いたしました。また、海外市場向けには、医用電気機器規格対応ユニット型AC-DC電源PJMAシリーズ拡充モデル「PJMA1500F」及びDINレール専用AC-DC電源「WDAシリーズ」を市場投入しております。

また、生産面においては、前期から継続して新型コロナウイルスの感染予防に努めるとともに、需要急増に対応すべく部品材料の安定調達に注力しております。一部の部品材料において入手難が継続しておりますが、調達状況は改善傾向にあり、当社グループでは増産対応のための製造ライン整備を推進しております。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、先行手配による需要が調整局面に入ったことにより、受注高は336億67百万円（前連結会計年度比41.1%減）となりましたが、売上高は352億66百万円（同25.6%増）となりました。利益面におきましては、部品材料の値上げによる材料費比率の上昇、人件費及び経費の増加があったものの、売上高の増加による収益増加に加え、為替の影響等により、経常利益は52億73百万円（同76.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は31億62百万円（同66.9%増）となりました。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

1) 日本生産販売事業

日本国内では、下半期に入り、当社製品のリードタイム長期化に伴う手配需要は調整局面にあります

が、顧客の生産活動は依然として堅調であり、当社においては継続して生産能力の増強を図ってまいりました。

営業活動につきましては、当社が重視する訪問面談が、新型コロナウイルスの影響による制限から緩和される中、販売店との情報共有強化を図り、お客様とのウェブ面談やメールを中心とした活動に取り組んでまいりました。

この結果、外部顧客への売上高は213億94百万円（前連結会計年度比20.3%増）、セグメント利益は38億14百万円（同59.1%増）となりました。

2) 北米販売事業

米国では、部品材料の入手難に対する懸念から上半期は先行手配に伴う需要がみられたものの、下半期は調整局面に入っております。当社グループでは、一部部品材料の入手難の影響があったものの、北米販売事業の売上については堅調に推移しました。

営業活動につきましては、新型コロナウイルスの影響による制限が緩和される中、ウェブやメールを中心にファクトリーレップとの連携を図りつつ、拡販活動に注力してまいりました。新製品につきましては、動画を用いてプロモーション強化に取り組んでまいりました。

この結果、外部顧客への売上高は26億90百万円（前連結会計年度比31.7%増）、セグメント利益は2億52百万円（同48.1%増）となりました。

3) ヨーロッパ生産販売事業

ヨーロッパでは、新型コロナウイルス感染症再拡大の影響から回復し、需要は堅調に推移しました。当社グループでは、一部部品材料の入手難による影響があったものの、ヨーロッパ生産販売事業の売上については、P R B X製品を中心に大幅に増加しました。

営業活動につきましては、新型コロナウイルスの影響による行動制限が徐々に緩和されておりますが、前期から引き続き、テレワーク中心の拡販活動に注力してまいりました。

この結果、外部顧客への売上高は77億78百万円（前連結会計年度比39.9%増）、セグメント利益は3億62百万円（前連結会計年度はセグメント損失6百万円）となりました。

4) アジア販売事業

アジアでは、前期までの先行手配需要の反動により、今期は調整局面となり、需要が大幅に減少しました。当社グループでは、一部部品材料の入手難の影響があったものの、アジア販売事業の売上については堅調に推移しました。

営業活動につきましては、新型コロナウイルスの影響による行動制限が緩和されましたが、電話・メール・ウェブを使った拡販活動が中心になっており、前期から引き続き、新規開拓のためのウェブマーケティングに注力しております。

この結果、外部顧客への売上高は34億3百万円（前連結会計年度比26.4%増）、セグメント利益は1億87百万円（同44.0%増）となりました。

5) 中国生産事業

中国生産事業では、下半期に入り、中国政府のゼロコロナ政策の転換による規制緩和を受け生産活動が正常化したしました。依然として部品材料の入手難による影響が一部の生産品でみられたものの、生産時間の拡大及び増員等により生産能力向上に努めており、3月以降、生産出荷台数が大幅に増加いたしました。

また、海外市場向け新製品の「WDAシリーズ」及び「UMAシリーズ」の生産体制を整備し、「WDAシリーズ」においては生産・出荷を開始しております。

この結果、セグメント間の内部売上高は26億円（前連結会計年度比47.2%増）、セグメント利益は4億18百万円（同403.6%増）となりました。

なお、参考までに記載すると製品別の業績は、次のとおりであります。

〈製品別売上高及び受注高〉

製 品 区 分	売 上 高	受 注 高
ユ ニ ッ ト 電 源	18,249百万円	16,922百万円
オ ン ボ ー ド 電 源	9,169百万円	9,317百万円
ノ イ ズ フ ィ ル タ	1,609百万円	1,488百万円
P R B X 製 品 (※)	6,239百万円	5,939百万円
合 計	35,266百万円	33,667百万円

(※)PRBX製品：Powerbox International ABが開発、製造、販売する製品。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業グループの設備投資の総額は9億10百万円であり、その主なものは、当社生産設備の増強、更新ならびに新製品開発に伴う金型製作によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第51期 (2019. 5. 21 ～2020. 5. 20)	第52期 (2020. 5. 21 ～2021. 5. 20)	第53期 (2021. 5. 21 ～2022. 5. 20)	第54期 (当連結会計年度) (2022. 5. 21 ～2023. 5. 20)
売 上 高(千円)	23,865,405	27,020,744	28,077,053	35,266,958
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	303,973	1,077,592	1,895,493	3,162,673
1株当たり当期純利益(円)	8.73	31.07	55.50	93.54
総 資 産(千円)	42,291,553	44,506,467	45,722,449	48,667,755
純 資 産(千円)	38,271,163	39,354,443	40,939,762	42,313,382
1株当たり純資産額(円)	1,103.08	1,133.33	1,198.95	1,273.82

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式数により、「1株当たり純資産額」は期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
C O S E L U S A I N C .	700千米ドル	100.00%	当社製品の販売
C O S E L E U R O P E G m b H	51千ユーロ	100.00%	当社製品の販売
C O S E L A S I A L T D .	200千米ドル	100.00%	当社製品の販売
科 索 (上 海) 電 子 有 限 公 司	1,655千人民币	100.00% (100.00%)	当社製品の販売
無 錫 科 索 電 子 有 限 公 司	145,501千人民币	100.00%	当社製品の製造
上 海 科 素 商 貿 有 限 公 司	1,259千人民币	70.00%	当社製品の輸出
Powerbox International AB	27,659千SEK	100.00%	自社製品製造販売及び当社製品販売

(注) 出資比率欄の()内の数字は、間接出資比率を内数として表示しております。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルスによる影響が収束しつつあるものの、欧米の金融市場の混乱やインフレに加え、ロシアによるウクライナ侵攻や米中対立といった地政学リスクの影響もあり、世界経済の景気後退への懸念が深まるなど、予断を許さない状況が続くものと思われまます。

当社グループが属するスイッチング電源市場を取り巻く環境について、半導体製造装置関連においては、需要が調整局面に入っておりますが、今後AI、IoT、5G分野の広がりやカーボンニュートラルへの関心の高まりから、回復基調に向かい、合わせてFA関連、医療関連についても堅調に推移するものと想定しております。

このような環境の下で、当社グループは経営理念である「品質至上」を核に、品質保証体制強化、サプライチェーン強化による受注変動に強いものづくり体制構築、新製品開発力強化に取り組むとともに、売上拡大に向けて、顧客密着営業活動と新製品拡販活動に注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2023年5月20日現在)

当社グループは、直流安定化電源の製造・販売を主たる事業としております。直流安定化電源を機器に取り付ける形態により①ユニット電源（据置型タイプ）と②オンボード電源（プリント基板実装型タイプ）に区分し、③ノイズフィルタに加え、④PRBX製品の4つの製品区別で事業活動を展開しております。

製品区分	主要取扱製商品・事業内容
① ユニット電源	日本及び中国を主要拠点として開発・製造し、日本国内、北米、欧州及びアジア市場に販売展開しております。 汎用性のあるカタログ品を主軸に、制御機器や半導体製造装置、医療機器市場等へ供給しております。
② オンボード電源	日本を主要拠点として開発・製造し、日本国内、北米、欧州及びアジア市場に販売展開しております。 汎用性のあるカタログ品を主軸に、通信・放送機器や制御機器、医療機器市場等へ供給しております。
③ ノイズフィルタ	日本を主要拠点として開発・製造し、日本国内、北米、欧州及びアジア市場に販売展開しております。 汎用性のあるカタログ品を主軸に、一般産業機器や医療機器市場等へ供給しております。
④ PRBX製品	スウェーデン及びドイツを主要拠点として開発・製造し、欧州市場を中心に販売展開しております。 汎用性のあるカタログ品とお客様の仕様に合わせたカスタム品を中心に、制御機器や医療機器、鉄道・航空等輸送関連市場へ供給しております。

当社グループの各会社の関連につきましては、「(3)重要な親会社及び子会社の状況」をご参照ください。

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年5月20日現在)

コ ー セ ル (株)	本 社	富山県富山市上赤江町一丁目6番43号
	営 業 所	首都圏(神奈川県)、長野、さいたま、水戸、宇都宮、大阪、京都、広島、九州(福岡県)、名古屋、静岡、富山
	工 場	本社(富山県)、立山(富山県)
	研 究・開 発 拠 点	R&Dセンター(富山県)
COSEL USA INC.	本 社(子 会 社)	アメリカ合衆国カリフォルニア州サンノゼ
COSEL EUROPE GmbH	本 社(子 会 社)	ドイツ連邦共和国フランクフルト市
COSEL ASIA LTD.	本 社(子 会 社)	中国特別行政区香港
	営 業 所	インドベンガルール、韓国ソウル
無錫科索電子有限公司	本 社(子 会 社)	中国江蘇省無錫市
上海科素商貿有限公司	本 社(子 会 社)	中国上海市
Powerbox International AB	本 社(子 会 社)	スウェーデン王国ストックホルム市
E P L A X G m b H	本 社(子 会 社)	ドイツ連邦共和国ブレーメン市

(7) 使用人の状況 (2023年5月20日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
日 本 生 産 販 売 事 業	469(108)名	13名減(11名増)
北 米 販 売 事 業	10(-)名	2名減(-)
ヨ ー ロ ッ パ 生 産 販 売 事 業	132(14)名	8名増(1名増)
ア ジ ア 販 売 事 業	29(-)名	3名増(-)
中 国 生 産 事 業	67(-)名	21名増(-)
合 計	707(122)名	17名増(12名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
469(108)名	13名減(11名増)	41.0歳	17.3年

(注) 使用人数は就業員数(子会社等への出向者10名は除く)であり、臨時雇用者、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年5月20日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年5月20日現在)

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 35,712,000株
- ③ 株主数 5,718名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
鮎久晴	4,071千株	12.29%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,386千株	10.22%
買場清	2,811千株	8.49%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,404千株	7.26%
若土征男	1,465千株	4.42%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 北陸銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,117千株	3.37%
コーセル取引先持株会	767千株	2.32%
町野利道	687千株	2.07%
コーセル従業員持株会	631千株	1.91%
森山昭夫	558千株	1.68%

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,579,026株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要事項

自己株式の取得

当社は2022年12月19日開催の取締役会決議により、自己株式953,500株を取得いたしました。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2023年5月20日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	斉藤盛雄	社長執行役員
取締役会長	谷川正人	富山県機電工業会副会長
取締役	清澤聡	常務執行役員総務・人事労務担当兼TQM推進室 室長
取締役	清安田聡	執行役員グローバル営業担当兼欧米エリア事業統括責任者
取締役	真野達也	執行役員品質保証担当兼新ビジネス推進担当兼無錫科索電子有限公司 董事長
取締役	内田康郎	兵庫県立大学大学院社会科学部研究科教授
		富山大学名誉教授
		国際ビジネス研究会理事
		異文化経営学会理事
		多国籍企業学会理事
取締役	翠田章男	㈱トンボ飲料代表取締役社長 北陸清涼飲料工業協同組合理事長 富山県交通安全協会会長 富山経済同友会幹事 富山市食品衛生協会会長 学校法人浦山学園非常勤監事
取締役 (常勤監査等委員)	谷野光彦	
取締役 (監査等委員)	佐伯康博	佐伯法律事務所所長 ㈱廣貫堂社外監査役
取締役 (監査等委員)	犬島伸一郎	トナミホールディングス㈱社外取締役

- (注) 1. 取締役 内田康郎及び翠田章男、ならびに取締役（監査等委員）の佐伯康博及び犬島伸一郎の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、2022年8月10日開催の第53回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役谷野光彦、佐伯康博及び犬島伸一郎の3氏は退任し、3氏は監査等委員である取締役に就任しております。
3. 重要な会議への出席や、内部監査部門等との連携を通じて、監査等委員会の監査、監督機能の実効性を高めるため、谷野光彦氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 取締役（常勤監査等委員） 谷野光彦氏は、長年の経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員） 佐伯康博氏は、弁護士資格を有しており、財務及び会計に関しても相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役 内田康郎及び翠田章男、ならびに取締役（監査等委員）の佐伯康博及び犬島伸一郎の各氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 社外取締役の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 内田康郎及び翠田章男、ならびに取締役（監査等委員）の佐伯康博及び犬島伸一郎の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1) 取締役の報酬制度の概要

当社の役員報酬制度は、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、短期のみでなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める目的で設計しており、職務執行の対価として毎月固定額を支給する「月額報酬」と、当該事業年度の業績に連動した「役員賞与」、及び中長期的な業績向上、企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とした「業績連動型株式報酬」によって構成されております。

2) 役員報酬の決定方法に関する方針等

総報酬及び月額報酬については、当社を取り巻く経営環境を踏まえ、定期的に外部専門会社の調査データに基づく、同業他社又は同規模の他社報酬水準の客観的データ等を利用しながら、役位と職務価値を勘案し妥当な水準を設定することにしております。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）への取扱いや監査等委員である取締役への金額の決定方法は、独立社外取締役を含む取締役会で協議・決議された「役員報酬に関する内規」に基づいております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

2021年6月16日開催の取締役会で決議した任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」の構成メンバーは3名で、うち2名は委員長も含め独立社外取締役としております。より一層手続きの公平性、透明性、客観性を確保し、コーポレートガバナンス体制のより一層の充実を図っております。

イ. 月額報酬（固定報酬）に関する方針

株主総会においてその総枠を決議し、配分方法の取扱いを取締役会で協議したうえで、役員別報酬額を社長が決定しております。具体的には、役位ごとの職務に応じた基本報酬テーブルが設定されており、前年度の企業価値向上に向けた貢献度や、役割の遂行度合いを当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）と代表取締役が協議した評価結果（額の5段階評価）を基準として毎年株主総会后に設定されております。

監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員会において決定されており、固定の基本報酬のみとしております。

ロ. 役員賞与に関する方針

支給対象を社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）とし、各取締役の職責に基づき、各事業年度の連結経常利益率に基づいた支給割合が設定されております。具体的には、連結経常利益率10%以上から、個々の取締役の月額報酬に対する倍率を定め支給額としております。

なお、変動枠である当期純利益の1%以内に設定し、連結経常利益率が10%未満の場合は支給いたしません。

ハ. 業績連動型株式報酬に関する事項

支給対象を社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）とし、各取締役の職責に基づき、中期経営計画の目標達成割合と係数に基づいた支給割合が設定されております。

株式報酬の決定に係る業績指標として連結売上高、連結営業利益及び連結ROEを選択した理由は、これらが当社の中期経営計画に掲げる目標値であり、それぞれ中期経営計画の進捗を示す重要な指標であると考えているためであります。

取締役への「業績連動型株式報酬制度」の詳細については、「④取締役及び監査役の報酬等の総額2）業績連動型株式報酬」に記載しております。

ニ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別「基本報酬」及び「役員賞与」は取締役会の授権を受けた代表取締役社長斉藤盛雄に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定に当たっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

なお、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については株主総会決議で定められた社外取締役報酬枠内で決定、監査等委員である取締役については、株主総会決議により定められた監査等委員報酬枠内で、監査等委員会での協議により決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

1) 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	業績連動型 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	166,625 (9,120)	119,340 (9,120)	16,900 —	30,385 —	7 (2)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	18,540 (6,840)	18,540 (6,840)	— —	— —	3 (2)
監査役 (うち社外監査役)	5,760 (1,920)	5,760 (1,920)	— —	— —	3 (2)
合計	190,925	143,640	16,900	30,385	13

- (注) 1. 2012年8月10日開催の第43回定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打ち切り支給について決議され、役員退職慰労引当金は長期未払金へ振替しております。
2. 当社は、2022年8月10日開催の第53回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役及び監査役の報酬は、2012年8月10日開催の第43回定時株主総会において、取締役の報酬額を固定枠として年額200百万円以内(うち、社外取締役は年額200百万円以内)、変動枠として前事業年度の当期純利益の1%以内の額の合計額とすること、また、監査役の報酬額を年額300百万円以内とすることについて決議いただいております。
4. 監査等委員会設置会社移行前の業務執行取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬制度の導入は、2017年8月9日開催の第48回定時株主総会において決議いただいております。業績連動型株式報酬は、取締役の報酬の固定枠(年間200百万円以内)及び変動枠(前事業年度の当期純利益の1%以内の額)の合計額の内枠にて、年間300百万円(3事業年度合計900百万円)を上限としております。
- 当該株主総会終結時点の取締役員数は5名(社外取締役を除く)であります。
5. 監査等委員会設置会社移行後の取締役の報酬は、2022年8月10日開催の第53回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を固定枠として年額200百万円以内(うち、社外取締役は年額200百万円以内)、変動枠として前事業年度の当期純利益の1%以内の額の合計額とすること、また、監査等委員である取締役の報酬額を年額300百万円以内とすることについて決議いただいております。
- 当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)員数は7名(うち社外取締役2名)であり、監査等委員である取締役員数は3名(うち社外取締役2名)であります。
6. 監査等委員会設置会社移行後の業務執行取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬制度の導入は、2022年8月10日開催の第53回定時株主総会において決議いただいております。業績連動型株式報酬は、業務執行取締役の報酬の固定枠(年間200百万円以内)及び変動枠(前事業年度の当期純利益の1%以内の額)の合計額の内枠にて、年間300百万円(3事業年度合計900百万円)を上限としております。
- 当該株主総会終結時点の業務執行取締役員数は5名であります。
- なお、当事業年度の金銭報酬債権の付与額は17,564千円であり、この他過年度付与分の金銭報酬債権の当期末株価による洗い替え等による影響額12,821千円が含まれております。金銭報酬債権の金額の上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲内で、業務執行取締役に対して交付する株式数を按分比率等の合理的な方法により減少する予定であります。
7. 業績連動型株式報酬における2023年5月実績は、2)業績連動型株式報酬の記載に基づいて算出しました。各業務執行取締役の達成割合(※2)は100%でありました。
8. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

2) 業績連動型株式報酬

当社は、2017年8月9日開催の第48回定時株主総会決議により、当社の業務執行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く、以下「対象取締役」という。）を対象に、当社グループ全体の中長期的な業績向上、企業価値の増大への貢献意欲と株主重視の経営意識を一層高めることを目的に、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）として導入いたしました。

イ. 本制度の概要

本制度は、対象取締役向けの自社株式によるインセンティブ・プランであり、対象取締役に対して、役割・職務・職位に基づき、会社業績指標の達成度に応じて当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度であります。対象取締役への当社普通株式の交付は、下記に記載の対象期間終了後に行います。

ロ. 本制度の仕組み

本制度は、具体的には、以下の手順に従って実施いたします。なお、本制度は会社業績指標の達成率等に応じて当社普通株式を交付することから、本制度の導入時点では、株式を交付するか否か並びに株式を交付することになる対象取締役及び交付する株式数は確定しておりません。

当社は、下記に記載のとおり3事業年度を対象期間とし、基準となる報酬債権の金額（各対象取締役の役割・職務・職位に基づく報酬基準に応じて定める。）を定め、対象期間における事業年度ごとの会社業績の数値目標の達成割合に応じて、当社普通株式を交付いたします。

当社が当社普通株式を交付する際は、当社による株式発行又は自己株式の処分により行われ、当社普通株式を交付する対象取締役及び交付する株式数は、対象取締役に特に有利にならない範囲内で対象期間経過後の取締役会で決定いたします。この場合、当社から対象取締役に対して金銭報酬債権を付与し、対象取締役は、当該株式発行又は自己株式の処分に際して当該金銭報酬債権を現物出資することにより、当社普通株式を取得します。

ハ. 本制度の対象期間

本制度の対象期間は3事業年度とし、2021年5月20日で終了する事業年度から2023年5月20日で終了する事業年度までの3事業年度とします。

ニ. 本制度に基づき対象取締役に対して交付される当社株式数

当社は、対象期間における当社連結売上高、連結営業利益及び連結ROEの各目標の達成割合に応じて、基準となる報酬債権の金額（各対象取締役の役割・職務・職位に基づく報酬基準に応じて定める）を定め、それに所定の数値を乗じて個々の対象取締役に対して給付する金銭報酬債権の金額ひいては交付する株式数を算出いたします。当該交付株式数についても、当社普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利にならない範囲内で、取締役会において決定いたします。また、算出した個々の対象取締役に対して交付する株式数に単元未満株式が生じる場合、単元未満株式は切り捨てるものといたします。

[算式]

◎交付株式数

＝報酬債権の金額（※１）×15%×達成割合（※２）/基準株価（※３）

上記計算式にて算出された各事業年度算出数の３事業年度合計

（※１）報酬債権の金額

各対象取締役の役割・職務・職位に基づく報酬基準に応じて、各事業年度の８月に決定する年額基本報酬

（※２）達成割合＝i＋ii＋iii

i．連結売上高の達成割合＝業績連動係数×30%

ii．連結営業利益の達成割合＝業績連動係数×40%

iii．連結ROEの達成割合＝業績連動係数×30%

※業績連動係数は、数値目標に対する水準を100%として、業績達成度合いに応じて0.0～1.2の範囲で定めます。

（※３）基準株価＝各事業年度末の株価終値（期末日が休日の場合は前営業日の終値）

当社が対象取締役に交付する当社普通株式の総数は、年間3万株（3事業年度合計9万株）を上限といたします。

ただし、当社の発行済株式の総数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等によって増減した場合は、当該上限及び対象取締役に対する交付株式数は、その比率に応じて合理的に調整されます。

また、上記に定める数の当社普通株式の交付を行うことにより、上記②に定める金銭報酬債権の金額の上限又は上記の交付株式総数の上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲内で、各対象取締役に対して交付する株式数を按分比率等の合理的な方法により減少させます。

ホ．本制度の株式交付要件

本制度においては、対象期間が終了し、以下の株式交付要件を満たした場合に、対象取締役に對して当社普通株式を交付いたします。

- ・対象期間中に当社取締役として在任したこと
 - ・一定の非違行為がなかったこと
 - ・その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要であると取締役会が定める要件
- （※１）対象期間中に対象取締役が当社が正当と認める理由により退任する場合においては、退任時までの在任年数に応じて按分した数の当社普通株式を交付いたします。
- （※２）対象期間中に新たに就任した対象取締役についても、在任年数に応じて按分した数の当社普通株式を交付いたします。

へ。本制度によって割り当てられた株式の取り扱いについて

本制度によって割り当てられた株式については、対象取締役が当社の取締役を退任するまでの間、譲渡制限を設定いたします。

ト。2023年5月20日で終了する中期3事業年度の数値目標(第9次中期経営計画での目標)

区 分	2021年5月期	2022年5月期	2023年5月期
連結売上高	26,000百万円	28,000百万円	30,000百万円
連結営業利益	1,900百万円	3,360百万円	4,500百万円
連結ROE	3.3%	6.0%	8.0%

(注) 環境に応じて、目標数値を変更する場合があります。

⑤ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	内 田 康 郎	<p>当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席しました。内田康郎氏は、社外取締役に就任以降、グローバル経営戦略を専攻する大学教授として、豊富な知識・知見に基づき当社の経営に対する監督と、経営戦略における助言など、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。</p> <p>当事業年度においては、グローバル的なコロナ禍の中で、あるべき営業戦略についての助言や業界別の動向等についての助言など、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されています。また、2021年6月16日の取締役会で決議した任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」の委員長に就任し、さらなる手続きの公平性、透明性、客観性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実に寄与しております。</p>
取 締 役	翠 田 章 男	<p>当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席しました。翠田章男氏は、社外取締役に就任以降、企業経営者として豊富な経験と幅広い知識・知見に基づき当社の経営に対する監督と、経営戦略における助言など、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。</p> <p>当事業年度においては、経費などのコスト面について、また品質管理面やSDGsについての助言など、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されています。また、2021年6月16日に取締役会で決議した任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」の委員に就任し、さらなる手続きの公平性、透明性、客観性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実に寄与しております。</p>
取 締 役 (監査等委員)	佐 伯 康 博	<p>当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に、監査役会5回全てに、監査等委員会10回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。</p>
取 締 役 (監査等委員)	犬 島 伸 一 郎	<p>当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に、監査役会5回全てに、監査等委員会10回全てに出席し、必要に応じ、議案審議等に必要の発言を行っております。</p>

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額及び当該報酬について監査等委員会が同意をした理由

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,000千円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、Powerbox International AB及びCOSEL ASIA LTD. は当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の報酬の同意に当たり、その妥当性について以下の点から検討を行いました。
- ・ 監査計画と実績の比較検討
 - ・ 監査実績及び意見の内容
 - ・ 新年度監査計画における、監査工数及び配員計画と経験年数の検討
 - ・ 新年度監査報酬額の業界及び同等企業との比較検討

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、経営の基本的な考え方として「品質至上を核に社会の信頼に応える」の経営理念に基づき総合的品質管理（TQM）の思想と手法を駆使して体質の改善を図る。

そのために、目標と方策を明確に示し、方針管理の全社的展開によって競争激化している直流安定化電源市場の中で生き残りを図り、魅力ある製品で社会の信頼に応えていく。

この考えを実現していくため、法令遵守（以下「コンプライアンス」という。）を掲げ、当社及び子会社の役員及び使用人（従業員、派遣社員、その他当社業務に従事する全ての従業員。以下同じ。）がとるべき「倫理憲章・自主行動基準」を定め、その徹底を図るために以下の体制を構築する。

- 1) コンプライアンスは、日常の業務における基本行動であり、これを徹底するため、総務部門統括取締役を総括責任者とし、総務部門が体制の構築、維持、教育・啓蒙に当たる。
- 2) 内部監査部門である社長直轄の監査室は、業務が法令、定款及び社内規定に準拠して行われているかを検証し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- 3) 取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、法令及び社内規定に基づき作成、保存するとともに、監査等委員を含む取締役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- 1) 「リスク管理規定」を定め、全社のリスクを以下の2)、3)に区分し、取り組む。
- 2) 平常時のリスク管理に関しては、方針管理活動の中で部門別年度方針管理項目及び日常管理項目として取り上げ、各部門が主体となって取り組む。
- 3) 災害、事故、火災等の不測事態に対する危機管理に関しては、「危機的状況発生時の対応規定」を定め、「緊急時の初動マニュアル」等に従い、人命の保護、救出と顧客への影響を最小限にする措置を最優先として取り組むとともに、「リスク管理・コンプライアンス委員会」で対象リスクの見直し、評価、対応策の検討、実施を行う。また、「BCP（事業継続計画）規定」を定め、不測事態において早急に事業を復旧する体制を構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社グループのビジョン実現のため、総合的品質管理（TQM）による方針管理を徹底し、効率のかつ革新的な業務執行に取り組む。

- 2) 方針管理活動は、各部門の長をメンバーとする方針策定会議において中期及び年度経営方針項目を審議、検討し、取締役会で承認、決定する。
 - 3) 取締役会は、原則月1回開催し、業務執行に係る重要事項の意思決定及び業務執行の監督を行う。
 - 4) 経営の監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速性及び機能の向上を図ることを目的に、執行役員制度を採用する。執行役員は、代表取締役の指揮監督の下、取締役会または取締役会から委任を受けた取締役の意思決定を受け、委任された業務執行を行う。
執行役員会は、原則月1回開催する他、必要に応じて適宜開催する。
- ⑤ 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社のリスク管理体制及びコンプライアンス体制は、子会社も含めたグループ全体を対象とする。
 - 2) 当社子会社の業務執行については、当社の取締役会で定期的な報告をさせ、あらかじめ定められた重要事項については当社の取締役会における決裁を必要とする。
 - 3) 内部監査部門である監査室は、当社及び子会社各社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び責任者に報告するとともに、内部統制の改善のための指導、助言を行う。
- ⑥ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制と当該使用人の他の取締役（監査等委員を除く）からの独立性に関する事項、ならびに当社の監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて取締役会は監査等委員会と協議のうえ、使用人を置く。なお、使用人の任命、評価、異動、懲戒等の決定に当たっては事前に監査等委員会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - 2) なお、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務執行に際しては監査等委員の指揮命令下に入る。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、使用人等が当社監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 1) 監査等委員である取締役は、取締役会に出席する他、必要に応じて重要な会議に出席し、自ら必要な情報を収集する。また、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。
 - 2) 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに監査等委員会にその内容を報告する。
 - 3) 監査等委員会は、監査等委員会が必要と判断した情報については、直接担当部門や当該子会社の執行部門からその報告を受ける。

- ⑧ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 監査等委員会に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制として、「倫理規定」や「内部通報規定」等により通報者等の保護について整備する。
 - 2) 「内部通報規定」等が適正に運用されているかどうかを監視する仕組みやその仕組みが適正に運用されているかについては、監査室による内部監査により確認する。
 - 3) 「内部通報規定」において、当社常勤監査等委員である取締役を内部通報の窓口として設定する。
- ⑨ 当社の監査等委員である取締役の職務執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に係る事項
- 1) 通常の監査費用については、監査等委員会等の監査計画に応じて予算化する。
 - 2) 監査等委員の取締役がその職務の遂行について生じる費用の前払または償還等の請求をした場合は、当該監査等委員会の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査等委員である取締役は、取締役会に出席し意見を述べる他、監査等委員会の監査の実効性を高めるため、代表取締役との意見交換を定期的に行う。
 - 2) 監査等委員会は、必要に応じて内部監査部門である監査室と日常的かつ機動的に連携を図る体制を整備する。
 - 3) 監査等委員会は、必要に応じて内部監査部門及び公認会計士等と連携をとり、監査の実効性を確保する。
- ⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制
- 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本計画」を策定し、有効かつ効率的な財務報告に係る全社統制、決算財務報告プロセス、業務処理プロセス等、内部統制の整備・運用及び評価を行う。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え及びその整備状況
- 1) 基本的な考え方
- 当社グループは、反社会的勢力との関係は法令違反に繋がるものと認識し、「一切の関係を持たない」という姿勢で臨み、関係排除に取り組む。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループでは、反社会的勢力との関係排除については、法令及び社会倫理に則り対応することが重要であるとの認識から、グループ全体が法令・社会倫理に適合した行動をとる指針として「倫理憲章」及び「自主行動基準」を「倫理規定」の中に定め、その周知・徹底を図っている。また、定期的な研修を行うことで、反社会的勢力排除に向けたさらなる社会倫理の浸透に取り組んでいる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

I. 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を、当社の監査室が「第54期監査実施計画書」に基づき内部監査を実施し、改善を進めてまいりました。また、監査室は、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本計画」に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施いたしました。

II. コンプライアンスに対する取組みの状況

法令遵守体制の点検・強化につきましては、総務部門統括取締役を総括責任者とした総務部門が中心となって進めており、当社及び子会社の役員及び使用人がとるべき行動指針として定めた「倫理憲章・自主行動基準」に基づき、役職員に対してコンプライアンス教育を実施しております。

また、当社グループにおいて「内部通報規定」等を制定し、当社常勤監査等委員である取締役及び第三者機関を窓口としたヘルプラインを当社及び子会社に設置しており、適切に運用されているかどうかを、監査室による内部監査にて確認しております。

III. リスク管理

当社の「リスク管理・コンプライアンス委員会」を年5回開催し、対象リスクの見直し、評価、対応策の検討・実施を行っております。また、総務担当部門が主体となって、地震・火災等災害発生を想定した訓練も適宜行いました。

IV. 子会社経営管理・業務執行

子会社の経営管理・業務執行につきましては、当社の海外営業部門統括取締役や経理部部長を統括責任者とした各主管部門にて子会社の経営管理・業務執行体制を整備・統括するとともに、事前協議事項について、子会社から事前承認申請または報告を行っております。また、当社の監査室や監査等委員会、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを実施しております。

V. 取締役の職務執行

取締役会は、監査等委員を除く取締役7名（うち社外取締役2名）及び監査等委員の取締役3名（うち社外取締役2名）で構成しております。取締役会は14回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、「取締役会規則」や「職務権限規定」、「職務分掌規定」を定め、責任の明確化ならびに効率的な業務の遂行を図っております。

VI. 監査等委員会の監査の実効性確保

監査等委員会は、取締役常勤監査等委員1名、社外取締役監査等委員2名の計3名で構成されています。監査等委員会は10回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

また、監査等委員である取締役は、取締役会への出席や経営会議及びその他重要な会議への出席を通じて、あるいは稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。さらに、会計監査人、監査室等の内部統制に係る組織と必要に応じて双方向的な情報交換を実施しており、当社の内部統制システム全般をモニタリングしております。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、利益配分につきましては、経営の重要政策と認識し、収益力の拡充を図りながら業績に連動した配当を行っており、配当性向35%（連結）を目処とした利益還元を行うこととしております。

また、内部留保金につきましては、新製品開発及び研究開発投資や生産関連設備投資、自己株式の取得、業容拡大に向けた財務体質の強化などに充当していく所存であります。当社は、年2回配当を行うこととしており、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨、また期末配当の基準日は毎年5月20日、中間配当の基準日は毎年11月20日とする旨を定款に定めております。

当期の配当金につきましては、業績を総合的に勘案して、期末配当を1株当たり17円とさせていただきます。これにより、1株当たり年間配当金は、中間配当15円と合わせ32円となり、配当性向（連結）は34.2%、純資産配当率（連結）は2.5%となります。

(注) 本事業報告中で記載の金額及び株式数については、それぞれ表示単位未満は切捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2023年5月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	36,214,897	流 動 負 債	5,407,144
現金及び預金	13,376,070	買掛金	1,903,677
受取手形及び売掛金	12,158,433	短期借入金	13,091
商品及び製品	1,942,840	未払金	551,408
仕掛品	623,477	リース債務	90,190
原材料及び貯蔵品	7,825,298	未払法人税等	1,454,234
その他	312,271	賞与引当金	460,910
貸倒引当金	△23,493	製品保証引当金	137,000
固 定 資 産	12,452,857	その他	796,631
有 形 固 定 資 産	7,046,236	固 定 負 債	947,228
建物及び構築物	3,657,695	退職給付に係る負債	242,191
機械装置及び運搬具	1,269,322	繰延税金負債	297,759
工具、器具及び備品	586,583	リース債務	220,616
土地	1,220,328	その他	186,660
リース資産	293,458		
建設仮勘定	18,848	負 債 合 計	6,354,373
無 形 固 定 資 産	1,241,737	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	15,956	株 主 資 本	40,773,737
ソフトウェア仮勘定	40,759	資本金	2,055,000
技術資産	338,432	資本剰余金	2,279,881
顧客関連資産	756,268	利益剰余金	39,286,343
その他	79,424	自己株式	△2,847,486
その他	10,896	その他の包括利益累計額	1,431,990
投資その他の資産	4,164,883	その他有価証券評価差額金	578,497
投資有価証券	3,687,396	為替換算調整勘定	849,773
退職給付に係る資産	174,811	退職給付に係る調整累計額	3,719
繰延税金資産	62,441	非 支 配 株 主 持 分	107,653
その他	240,233		
資 産 合 計	48,667,755	純 資 産 合 計	42,313,382
		負 債 純 資 産 合 計	48,667,755

連結損益計算書

(自 2022年5月21日)
(至 2023年5月20日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		35,266,958
売上原価		24,647,290
売上総利益		10,619,668
販売費及び一般管理費		5,693,200
営業利益		4,926,468
営業外収益		
受取利息	29,901	
受取配当金	41,289	
為替差益	262,785	
受取補償金	10,662	
その他	20,504	365,143
営業外費用		
支払利息	11,310	
自己株式取得費用	6,323	
その他	2	17,636
経常利益		5,273,974
特別利益		
固定資産売却益	151	151
特別損失		
固定資産売却損	1,080	
固定資産除却損	4,977	
減損損失	55,613	61,671
税金等調整前当期純利益		5,212,454
法人税、住民税及び事業税	1,613,914	
過年度法人税等	370,000	
法人税等調整額	20,679	2,004,593
当期純利益		3,207,860
非支配株主に帰属する当期純利益		45,187
親会社株主に帰属する当期純利益		3,162,673

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年5月21日)
(至 2023年5月20日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,055,000	2,279,881	37,078,093	△1,847,497	39,565,477
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△954,423		△954,423
親会社株主に帰属する当期純利益			3,162,673		3,162,673
自 己 株 式 の 取 得				△999,988	△999,988
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	2,208,249	△999,988	1,208,260
当 期 末 残 高	2,055,000	2,279,881	39,286,343	△2,847,486	40,773,737

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	344,300	963,687	△5,092	1,302,895	71,390	40,939,762
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△954,423
親会社株主に帰属する当期純利益						3,162,673
自 己 株 式 の 取 得						△999,988
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	234,197	△113,913	8,811	129,095	36,263	165,358
連結会計年度中の変動額合計	234,197	△113,913	8,811	129,095	36,263	1,373,619
当 期 末 残 高	578,497	849,773	3,719	1,431,990	107,653	42,313,382

貸借対照表

(2023年5月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	27,201,381	流 動 負 債	4,216,155
現金及び預金	8,690,216	買掛金	1,420,795
受取手形	2,611,095	未払金	461,048
売掛金	8,199,375	未払費用	351,765
商品及び製品	703,227	未払法人税等	1,334,254
仕掛品	117,093	賞与引当金	450,313
原材料及び貯蔵品	6,466,371	製品保証引当金	137,000
関係会社短期貸付金	176,160	その他	60,979
その他	237,842	固 定 負 債	292,445
固 定 資 産	15,361,154	長期未払金	90,326
有形固定資産	4,867,403	退職給付引当金	202,119
建物	2,225,243	負 債 合 計	4,508,600
構築物	62,867	純 資 産 の 部	
機械及び装置	946,349	株 主 資 本	37,475,437
工具、器具及び備品	393,765	資 本 金	2,055,000
土地	1,220,328	資 本 剰 余 金	2,288,350
建設仮勘定	18,848	資 本 準 備 金	2,288,350
無 形 固 定 資 産	58,278	利 益 剰 余 金	35,979,574
ソフトウェア仮勘定	40,759	利 益 準 備 金	334,738
のれん	12,065	そ の 他 利 益 剰 余 金	35,644,835
その他	5,454	別 途 積 立 金	22,410,000
投資その他の資産	10,435,472	繰 越 利 益 剰 余 金	13,234,835
投資有価証券	3,687,396	自 己 株 式	△2,847,486
関係会社長期貸付金	3,777,440	評 価 ・ 換 算 差 額 等	578,497
関係会社株式	193,869	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	578,497
関係会社出資金	2,483,132	純 資 産 合 計	38,053,935
繰延税金資産	90,533	負 債 純 資 産 合 計	42,562,536
前払年金費用	171,704		
その他	31,396		
資 産 合 計	42,562,536		

損 益 計 算 書

(自 2022年5月21日)
(至 2023年5月20日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		26,771,050
売 上 原 価		20,276,942
売 上 総 利 益		6,494,107
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,679,540
営 業 利 益		3,814,567
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	32,492	
有 価 証 券 利 息	7,894	
受 取 配 当 金	152,783	
為 替 差 益	139,632	
受 取 補 償 金	10,662	
そ の 他	12,764	356,230
営 業 外 費 用		
自 己 株 式 取 得 費 用	6,323	6,323
経 常 利 益		4,164,474
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	150	150
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,942	1,942
税 引 前 当 期 純 利 益		4,162,682
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,324,500	
過 年 度 法 人 税 等	370,000	
法 人 税 等 調 整 額	38,010	1,732,510
当 期 純 利 益		2,430,171

株主資本等変動計算書

(自 2022年5月21日)
(至 2023年5月20日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
			別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	2,055,000	2,288,350	334,738	22,410,000	11,759,087
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△954,423
当 期 純 利 益					2,430,171
自 己 株 式 の 取 得					
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	1,475,748
当 期 末 残 高	2,055,000	2,288,350	334,738	22,410,000	13,234,835

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△1,847,497	36,999,678	344,300	37,343,978
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△954,423		△954,423
当 期 純 利 益		2,430,171		2,430,171
自 己 株 式 の 取 得	△999,988	△999,988		△999,988
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)			234,197	234,197
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△999,988	475,759	234,197	709,956
当 期 末 残 高	△2,847,486	37,475,437	578,497	38,053,935

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年7月6日

コーセル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伏谷 充二郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石橋 勇一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コーセル株式会社の2022年5月21日から2023年5月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コーセル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示があるかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年7月6日

コーセル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伏谷 充二郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石橋 勇一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コーセル株式会社の2022年5月21日から2023年5月20日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2022年5月21日から2023年5月20日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

(1) 監査等委員会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年7月7日

コーセル株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 谷 野 光 彦 ㊞

監査等委員 佐 伯 康 博 ㊞

監査等委員 犬 島 伸一郎 ㊞

(注)監査等委員 佐伯康博及び犬島伸一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

＝株主総会会場のご案内＝

会 場：富山県富山市総曲輪二丁目1番3号
富山商工会議所 10階 ホール

TEL：076-423-1111



- 会場には駐車場がございませんので、公共交通機関等をご利用願います。
- JR富山駅南口から徒歩で約15分です。
- 電停荒町より徒歩で約2分です。
- 富山空港より車で約20分です。